

2 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

〔定義〕

第二条 （略）

②～⑤ （略）

⑥ この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

⑦～⑨ （略）

〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕

第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

〔排除措置〕

第七条 （略）

② 公正取引委員会は、第三条〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕又は前条の規定に違反する行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、次に掲げる者に対し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日から七年を経過したときは、この限りでない。

一 当該行為をした事業者

二～四 （略）

〔課徴金〕

第七条の二 事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約であつて、商品若しくは役務の対価に係るもの又は商品若しくは役務の供給量若しくは購入量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるものをしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、第一号から第三号までに掲げる額の合計額に百分の十を乗じて得た額及び第四号に掲げる額の合算額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一～四 （略）

②・③ （略）

〔不当な取引制限に係る課徴金の調査協力減算〕

第七条の五 公正取引委員会は、前条第二項第一号から第四号まで又は第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者（以下この条において「報告等事業者」という。）から次の各号に掲げる行為についての協議の申出があつたときは、報告等事業者との間で協議を行うものとし、当該事実及び資料により得られ、並びに第一号に掲げる行為により報告し、又は提出する事実又は資料により得られることが見込まれる事件の真相の解明に資するものとして公正取引委員会規則で定める事項に係る事実の内容その他の事情を考慮して、公正取引委員会規則で定めるところにより、報告等事業者との間で、報告等事業者が同号に掲げる行為をし、かつ、公正取引委員会が第二号に掲げる行為をすることを内容とする合意をすることができる。

一・二 （略）

②～⑪ （略）

令和元年改正法附則（抄）

第六条 （略）

2 施行日前違反行為（旧独占禁止法第七条の二第一項若しくは第二項又は第八条の三に規定するものに限る。）として開始された行為であって、施行日以後になくなったもの（施行日以後において、新独占禁止法第七条の二第一項、第七条の九第一項又は第八条の三に規定する違反行為に該当するものに限る。）についての課徴金の額（施行日前違反行為に係る部分に限る。）の計算については、新独占禁止法第七条の二（新独占禁止法第七条の九第三項又は第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）、第七条の三（新独占禁止法第七条の九第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第七条の八第四項（新独占禁止法第七条の九第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、新独占禁止法第七条の二及び第七条の三の規定の適用に係る部分に限る。）及び第七条の九第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、旧独占禁止法第七条の二第一項中「から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼって三年間とする。）」とあるのは、「（当該事業活動を行つた日が、当該事業者に対し当該違反行為について第四十七条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる処分、第百二条第一項若しくは第二項に規定する処分又は第百三条の三各号に掲げる処分が最初に行われた日（当該事業者に対し当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知（第六項に規定する事前通知をいう。）を受けた日）の十年前の日前であるとき、又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四十五号）の施行の日（以下この項において「改正法施行日」という。）の三年前の日前であるときは、当該十年前の日又は当該三年前の日のいずれか遅い日）から改正法施行日の前日までの期間」とする。

3～5 （略）

令和元年改正前独占禁止法の規定

〔課徴金〕

第七条の二 事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約で次の各号のいずれかに該当するものをしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為の実行としての事業活動を行つた日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼって三年間とする。以下「実行期間」という。）における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額（当該行為が商品又は役務の供給を受けることに係るものである場合は、当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額）に百分の十（小売業については百分の三、卸売業については百分の二とする。）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一 商品又は役務の対価に係るもの

二 （略）

②～⑳ （略）

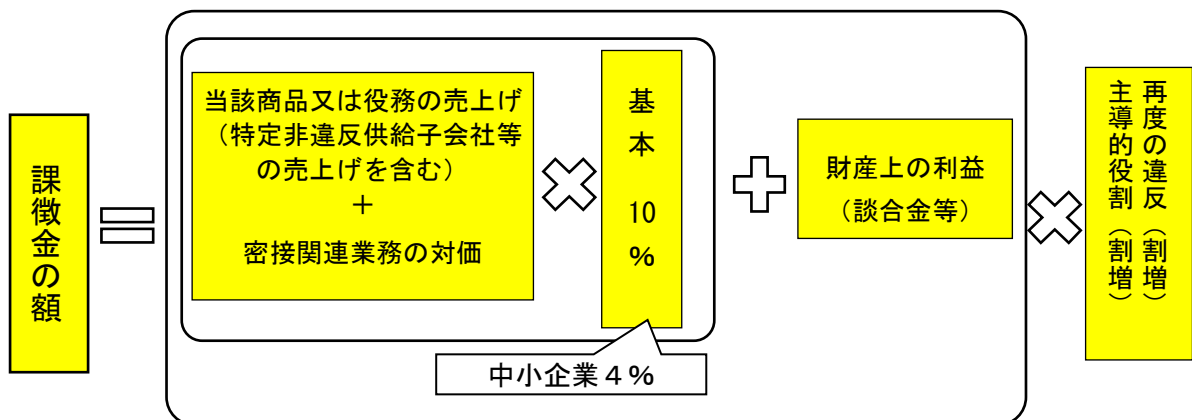
3 課徴金制度の概要

(1) 課徴金納付命令

公正取引委員会は、事業者がカルテル・談合をした場合、当該事業者に対して、課徴金を国庫に納付することを命ずる（第7条の2第1項）。

(2) 課徴金額の計算

カルテル・談合の実行期間中の事業者及びその特定非違反供給子会社等の対象商品又は役務の売上額又は購入額及び違反行為の実行期間における密接関連業務（注1）の対価の額に相当する額を基に、事業者の規模に応じて定められた課徴金算定率を乗じた額と違反行為の実行期間において得た談合金等（注2）に相当する額を合計して計算する（注3）。また、再度の違反（注4）又は主導的役割（注5）のいずれかに該当する場合には、合計して計算された額を5割増しとし、いずれにも該当する場合には合計して計算された額を10割増しとする。



（注1）対象商品又は役務の供給の全部又は一部を行わないことを条件として行う、商品又は役務の供給であって、他の違反行為者等が対象商品・役務を供給するために必要とされるもの。

（注2）対象商品又は役務を供給しないこと等に関して得た財産上の利益（第7条の2第1項第4号）。

（注3）課徴金額が100万円未満であるときは、課徴金の納付は命ずることができない（第7条の2第1項ただし書）。また、課徴金額に1万円未満の端数があるときは、切捨てとなる（第7条の8第2項）。

（注4）「再度の違反」の割増しは、調査開始日から遡り10年以内に、①課徴金納付命令等を受けた事業者（当該命令等の日以後において違反行為をしていた者に限る。）、②その完全子会社が課徴金納付命令等（当該命令等の日において完全子会社の関係にある場合に限る。）を受けた事業者（当該命令等の日以後において違反行為をしていた者に限る。）、③合併、事業譲渡又は事業分割の相手方である事業者が課徴金納付命令等を受けた事業者（当該合併、事業譲渡又は事業分割の日以後において違反行為をしていた者に限る。）、に対して適用される。ただし、調査開始日から遡り10年以内に受けた課徴金納付命令が確定していない場合はこの限りではない（第7条の3第1項）。

（注5）「主導的役割」の割増しは、単独で又は共同して、①違反行為をすることを企て、かつ、他の事業者に対し違反行為をすること又はやめないことを要求し、依頼し、又は唆すことにより、当該違反行為をさせ、又はやめさせなかった事業者、②他の事業者の求めに応じて、継続的に他の事業者に対し違反行為に係る商品・役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率又は取引の相手方について指定した事業者等に対して適用される（第7条の3第2項）。

(3) 課徴金減免制度及び調査協力減算制度

事業者が自ら関与したカルテル・談合について、その内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金額が減免される（第7条の4第1項～第3項）。また、課徴金減免制度による課徴金額の減免に加えて、調査協力減算制度の適用を受ける事業者については、事業者の協力が事件の真相解明に資する程度に応じ、課徴金額が減算される（第7条の5第1項～第3項）。（注1・2）

調査開始	申請順位	申請順位に応じた減免率	+	事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率 (調査協力減算制度)	=	適用される減免率
前	1 位	全額免除		 (注3)		全額免除
	2 位	2 0 %		最大 4 0 %		最大 6 0 %
	3 ～ 5 位	1 0 %				最大 5 0 %
	6 位以下	5 %				最大 4 5 %
後	最大 3 社 (注 4)	1 0 %		最大 2 0 %		最大 3 0 %
	上記以下	5 %				最大 2 5 %

(注1) 報告した事実、提出した資料に虚偽の内容が含まれていたなど失格事由に該当する場合は、課徴金の減免を受けることはできない(第7条の6)。

(注2) 一定の要件を満たす場合は、同一企業グループ内の複数の事業者による共同の報告が認められ、共同の報告を行った全ての事業者に同一順位が割り当てられる(第7条の4第4項)。

(注3) 調査開始日より前に1番目に課徴金減免申請をした事業者は、調査協力減算制度の対象とはならない。

(注4) 調査開始日以後の申請者のうち3番目以内であり、調査開始日前及び調査開始日以後の申請者のうち5番目以内である場合に限る。

(4) 課徴金の額の計算に係る経過措置

違反行為が、令和元年改正法施行日(令和2年12月25日。以下「施行日」という。)前に開始され、施行日前になくなったものであるときは、課徴金の額の計算は、令和元年改正法による改正前の独占禁止法(以下「旧独占禁止法」とし、旧独占禁止法の規定は「旧第●条第●項」とする。)の規定により行う(令和元年改正法附則第6条第1項)。

違反行為が、施行日前に開始され、施行日以後になくなったものであるときは、施行日前の違反行為に係る部分の課徴金の額の計算は、旧独占禁止法の規定により行う(令和元年改正法附則第6条第2項)。

ア カルテル・談合の実行期間中(最長3年間)の対象商品又は役務の売上額を基に、事業者の規模や業種ごとに定められた課徴金算定率を乗じて計算する。

課徴金額	=	カルテル・談合の実行期間中の 対象商品又は役務の売上額	×	課徴金算定率
------	---	--------------------------------	---	--------

(注) 課徴金額が100万円未満であるときは、課徴金の納付を命ずることができない(旧第7条の2第1項ただし書)。また、課徴金額に1万円未満の端数があるときは、切捨てとなる(第7条の8第2項)。

イ 課徴金算定率

		大企業			中小企業		
違反対象事業	小売業・卸売業以外	10%	早期解消	8%	4%	早期解消	3.2%
			再度の違反	15%		再度の違反	6%
			主導的役割	15%		主導的役割	6%
			再度＋主導	20%		再度＋主導	8%
	小売業	3%	早期解消	2.4%	1.2%	早期解消	1%
			再度の違反	4.5%		再度の違反	1.8%
			主導的役割	4.5%		主導的役割	1.8%
			再度＋主導	6%		再度＋主導	2.4%
	卸売業	2%	早期解消	1.6%	1%	早期解消	0.8%
			再度の違反	3%		再度の違反	1.5%
			主導的役割	3%		主導的役割	1.5%
			再度＋主導	4%		再度＋主導	2%

（注１）「早期解消」の課徴金算定率は、調査開始日の１月前の日までに違反行為をやめ、かつ、違反行為に係る実行期間が２年未満である事業者に対して適用される。ただし、当該事業者が「再度の違反」又は「主導的役割」の適用を受ける事業者である場合には適用されない（旧第７条の２第６項）。

（注２）「再度の違反」の課徴金算定率は、調査開始日から遡り１０年以内に課徴金納付命令（当該命令が確定している場合に限る。）等を受けた事業者（当該命令等の日以後において違反行為をしていた者に限る。）に対して適用される（旧第７条の２第７項）。

（注３）「主導的役割」の課徴金算定率は、単独で又は共同して、①違反行為をすることを企て、かつ、他の事業者に対し違反行為をすること又はやめないことを要求し、依頼し、又は唆すことにより、当該違反行為をさせ、又はやめさせなかった事業者、②他の事業者の求めに応じて、継続的に他の事業者に対し違反行為に係る商品・役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率又は取引の相手方について指定した事業者等に対して適用される（旧第７条の２第８項）。

（注４）「再度＋主導」の課徴金算定率は、「再度の違反」及び「主導的役割」のいずれにも該当する事業者に対して適用される（旧第７条の２第９項）。